

(仮称) たびと中央ウィンドファーム環境影響評価方法書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、住民に対して、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく説明すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の説明会の開催にあたっては、住民参加が幅広く図られるよう開催日時、開催頻度及び開催場所等について、住民の生活形態に配慮するとともに、説明会の開催周知については、地区の回覧版を活用するなど、複数の方法により実施すること。
また、準備書手続終了後においても、周辺住民等の求めに応じて、適時説明会を開催すること。
さらに、説明会における周辺住民等の意見や要望については、十分な説明及び誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
- (3) 準備書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民等が容易に縦覧できる場所で行うなど、縦覧しようとする住民の利便性向上に努めること。
また、縦覧期間終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置するなど、周辺住民等への事業計画の周知徹底を図ること。
- (4) 準備書の作成にあたっては、計画内容を可能な限り具体化して、環境影響の予測及び評価を適切に実施できるものにする。
また、対象事業実施区域内には、土壌汚染のおそれがある場所が含まれると考えられることから、調査の実施にあたっては、その点に十分留意するとともに、土壌汚染対策法に関連する内容については、いわき市環境監視センターと事前協議を行うこと。
- (5) 環境影響の予測及び評価にあたっては、専門家等の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用し、調査項目及び調査手法等について絶えず見直しを行うとともに、可能な限り定量的な手法を用いること。
また、予測及び評価の結果の準備書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、分かりやすい内容とすること。
- (6) 土木工事等（造成・基礎・据付工事等）で使用する建設機械及び資材の運搬等に使用する車両等の仕様及び数量等は、環境影響の予測及び評価において重要な項目であることから、当該項目を準備書へ具体的に記載するとともに、特に、騒音及び振動に係る環境影響の予測及び評価にあたっては、当該項目を適切に反映させること。
- (7) 現地調査の実施にあたっては、地域住民への十分な説明、並びに理解を得たうえで行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意をも

って対応すること。

また、風力発電機の稼働後に苦情等が申し立てられた場合における具体的な環境保全措置について、施設の稼働停止等を含めて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

- (8) 対象事業実施区域の周辺においては、「(仮称) 田人風力発電事業」が計画されており、本事業との累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業の事業者と積極的に情報共有し調整を図るとともに、資材搬入及び工事関係車両の通行や施設稼働に伴う騒音、振動、風車の影、景観、バードストライク(コウモリ類を含む。)その他の項目について、他の事業の影響を受けることが予想される地域や期間を十分に確認すること。

また、影響を受ける可能性のある地域については、調査地点として選定し、他の事業による影響も含めて予測及び評価を行い、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

- (9) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、火災等が発生していることから、事故等を未然に防止するための安全対策及び点検方法・頻度、並びに事故等が発生した場合における復旧方法・連絡体制などについて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

2 個別的事項について

【騒音・低周波音】

風力発電機の稼働に伴う騒音及び低周波音(超低周波音を含む。以下同じ。)の予測及び評価にあたっては、実際に設置する風力発電機の位置及び方向を十分に考慮したうえで、調査地点を適切に選定すること。

また、騒音及び低周波音については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、地形等の地域特性や、他の地域における既存の風力発電事業に係る苦情やその対応事例などを調査のうえで予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置及び風力発電機の稼働後における事後調査の実施について検討し、準備書に具体的に記載すること。

【水環境】

- (1) 事業実施想定区域には、過去に産業廃棄物の不法投棄のあった区域が含まれており、土地の改変等に伴い、不法投棄された産業廃棄物に由来する有害物質が水道水源に流入するおそれがあることから、水環境の調査項目に揮発性有機化合物等の産業廃棄物由来の有害物質項目を含めること。
- (2) 令和元年東日本台風及び令和元年 10 月 25 日の大雨の発生を踏まえ、沈砂池からの排水量や浮遊物質量等の予測及び評価にあたっては、最寄りの気象観測所における過去の最大雨量を採用すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺における地下水、湧水、表流水等の利用状況について、地域住民や関係団体等への十分なヒアリングを実施し、生活水や農業用水等としての利用がある場合には、これらの水質や水量に係る予測及び評価を行うとともに、事前・事後モニタリング等の事後調査を実施すること。

【土砂災害】

- (1) 対象事業実施区域の一部が砂防指定地や土砂災害警戒区域等に重複又は近接していることから、土砂災害等の未然防止の観点から、専門家や関係機関等の助言を得ながら、これらの区域における樹木の伐採や土地の改変を回避するよう工事計画を検討すること。

また、風力発電機の設置工事等に当たっては、十分な地盤調査等により地層の状況を確認するものとし、土砂災害等が生じるおそれがある場合には、風力発電機の配置の変更や基数の削減を検討すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺における令和元年東日本台風及び令和元年 10 月 25 日の大雨による土砂災害、土石流、浸水等（以下、「土砂災害等」という。）の発生・被害状況などを調査のうえ、本事業の実施による土砂災害等の発生に係る影響について検討し、準備書に具体的に記載すること。

また、土砂災害等の発生に関して講ずべき措置の必要性を検討し、措置を要する場合には措置内容を、措置を要しない場合にはその理由について、準備書に具体的に記載すること。

なお、これらの事項を準備書に記載することが困難である場合には、これらの内容が記載された補足資料を作成し、準備書と併せて縦覧すること。

【動植物・生態系】

- (1) 対象事業実施区域の周辺においては、サシバの渡り経路が確認されていることや、イヌワシ及びクマタカといった希少猛禽類が生息する可能性があること、また、コウモリ類が飛翔する可能性があることなどから、鳥類やコウモリ類への影響の予測及び評価に当たっては、他の風力発電事業者と積極的な情報共有を図るとともに、最新の知見や、専門家及び野鳥保護団体等に助言を仰ぐこと。

- (2) 現地調査の実施に当たっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。

- (3) 土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を調査するとともに、工事の実施に当たっては、その生育域が拡大しないような施工方法を検討すること。

【廃棄物・残土】

- (1) 風力発電機の設置予定地の一部が過去に大規模な産業廃棄物の不法投棄がなされた場所と近接している。風力発電機の設置工事等において、不法投棄物による汚染箇所を掘削してしまうと、周辺環境への影響が回避できないことから、対象事業実施区域の範囲や風力発電機の配置等を再検討すること。

また、工事の実施に当たっては、万が一、工事中に不法投棄物を掘り起こしてしまった場合における事業計画の見直しや廃棄物の処理責任等の対応方針について、関係部署と十分に事前協議を行うとともに、現場作業員に対しては、工事現場に不法投棄物が埋設されている可能性があることを周知徹底すること。

(2) 工事によって発生する産業廃棄物の種類ごとの量を予測及び評価するだけでなく、適正な処理及び再資源化等の方法についても調査を実施し、環境の保全や廃棄物排出量の低減に努めること。

また、風力発電施設の運転期間中や撤去作業時に生じる廃棄物の排出量についても予測及び評価を行うこと。

(3) 事業終了後は、風力発電機を可能な限り速やかに解体・撤去及び処分を行う必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。

(4) 工事の実施にあたっては、相当量の残土の発生が見込まれることから、その発生量、抑制方法、処理方法、切土量・盛土量等について予測及び評価を行い、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

【景観】

(1) 対象事業実施区域の周辺には、明神山、三株山等の登山道及び頂上付近など、優れた眺望点が多く存在することから、風力発電機の設置又は配置にあたっては、眺望の障害を回避するとともに、風力発電機の色彩等については、自然に溶け込むようなものとする。

(2) 対象事業実施区域の周辺においては、「（仮称）田人風力発電事業」が計画されていることから、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観への影響の予測及び評価にあたっては、当該事業の事業者と最新の情報を共有のうえ、他の事業を含めて風力発電機の視認の可否を予測及び評価し、その結果を準備書に記載すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

対象事業実施区域は、明神山登山道に重複していることから、風力発電機の設置又は配置にあたっては、当該登山道への影響を回避するとともに、地元の登山愛好家や山岳会等からも広く意見を聴取のうえ、その結果を準備書に反映させること。

【その他】

(1) 環境影響評価及び事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」の記載事項を遵守した計画とするとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電機導入にあたっての留意事項について」に留意すること。

(2) 対象事業実施区域の地元自治会から、住民の安全・安心を最大限に確保するため、事業者、地元自治会及び当市による「風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定」の締結が要望されていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。

(3) 事業の実施にあたり、いわき市道を使用する場合には、道路管理者と十分に協議すること。

また、公共物（道、水）及び法定外公共物に影響を及ぼすおそれがある場合には、いわき市勿来支所経済土木課と協議すること。

- (4) 対象事業実施区域内において、林道の使用、改良及び拡幅等を計画する場合には、いわき市林務課への事前協議等を行うこと。
- (5) 対象事業実施区域は、都市計画区域外であり、また、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針において、当該区域は「森林保全・育成区域」と位置付けられており、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める区域としていることから、風力発電機の配置や工事計画に十分配慮すること。
- (6) 一定規模以上（高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m²超）の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上（面積 3,000 m²超又は法面の高さ 5m 超かつ長さ 10m 超）の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出が必要である。

本事業については、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超）に該当し、景観への影響が顕著であると予測され、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、いわき市都市計画課と協議すること。
- (7) 都市計画区域外において、10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、いわき市都市計画課と協議すること。
- (8) 対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「水境遺跡（福島県遺跡番号 204401196）」が含まれており、文化財保護法に基づく取扱いを要することから、事業の実施にあたっては、いわき市文化振興課と協議すること。

また、対象事業実施区域の面積が広大であり、未発見の埋蔵文化財の存在が想定されるため、現地踏査（分布調査）による確認が必要と考えられる。

現地踏査は、風力発電機の位置及び工事関係車両の走行ルートとなる道路を特定したうえで行うこととなることから、風力発電機等の設置場所が決まり次第、いわき市文化振興課と協議すること。